

横浜町避難計画（原子力編）【平成29年3月修正】の概要

1. 修正の経緯

町では、青森県が平成24年3月に策定した「避難計画作成要領」の内容及び平成25年3月に修正した横浜町地域防災計画（原子力編）の内容を踏まえ、平成26年4月、横浜町原子力災害避難計画（以下、「避難計画」という。）を策定した。

平成26年7月、青森県において、東通原子力発電所において原子力災害が発生または発生する恐れがある場合に、住民等の効率的な避難を実施するため、広域避難に係る諸課題について検討を行い、避難対策の充実・強化を図るため、「原子力災害避難対策検討会」を設置し、平成28年3月、「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」が示された。この基本的な考え方及び国の原子力災害対策指針の内容を踏まえ、避難計画を修正した。

2. 避難計画修正の概要

今回の修正では、計画全体について大規模の修正を行った。

その主な内容については以下のとおりである。

- (1) 町内一時集合場所について、閉鎖された施設を削除し、新たな施設を再設定した。
- (2) これまでの一時集合場所と避難施設という構成を、自家用車避難が困難な場合の集合場所としての一時集合場所（徒歩用）、自家用車で避難する場合の集合場所として一時集合場所（自家用車用）、避難先市町村の避難施設を設定し、住民避難の流れを見直した。
- (3) 弘前市内に設ける原子力災害時の避難先施設として、青森県武道館のほか、弘前克雪トレーニングセンター、弘前市運動公園陸上競技場、弘前市運動公園野球場を追加し、避難地区の地域コミュニティを崩さないよう考慮し、避難施設を再設定した。
- (4) 横浜町から弘前市の避難施設への基本避難経路を、交通渋滞の緩和のため、従来の国道4号経由から、みちのく有料道路経由へと変更した。
- (5) 一時集合場所から、避難退域時検査場所候補地を経由し、弘前市内の避難施設までの具体的なルートに掲載した。
- (6) 基本避難経路が通行できない場合を想定し、従来の国道4号経由の代替避難経路を設定した。
- (7) そのほか、原子力災害に係る用語の説明、防護措置についての実施基準、基本的な対策の流れについて記載した。